

平成23年度近畿農政局入札等監視委員会 第1回定例会議 審議概要

(ホームページ掲載日：平成23年8月16日)

開催日及び場所		平成23年6月1日(水曜日) 近畿農政局 第2会議室		
委員		田中恭介(弁護士) 松尾徳彦(ジャーナリスト) 稲垣誠二(公認会計士)		
審議対象期間		平成23年1月1日～平成23年3月31日		
審議対象案件		93件 うち、1者応札案件 6件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率 6%) (抽出率 33%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件
			工事希望型競争	0件
			その他の指名競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件	
	業務	一般競争	0件	
		指名競争	公募型競争	0件
			簡易公募型競争	0件
			その他の指名競争	0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件
			簡易公募型プロポーザル	2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	0件
	その他の随意契約		0件	
	物品・役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件	
		随意契約(企画競争・公募)	0件	
		随意契約(その他)	0件	
	(特記事項)			

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	<p>①平成22年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 呑吐ダム洪水吐設備機側操作盤更新工事</p> <p>(抽出理由)</p> <p>応札者が2者と少ないうえ、落札率が高いこと。</p> <p>1. 本工事は定期的に発注する工事ですか、それとも緊急の必要性から発注したものでですか。</p> <p>2. 定期的なものであれば、何年毎に発注するものですか。</p> <p>3. 事前のコリンズ（公共工事施工実績システム調査）で入札参加可能な資格者を33者確認しながら、結果2者しか応札者がなかったのは何故ですか。</p> <p>4. 既設操作盤の製造者は落札者と関係していますか。</p> <p>5. 落札率（96.9%）が高いのは何故ですか。</p> <p>6. もう少し余裕を持った工期を設定していれば、低入札時の業者の対応が出来たのではありませんか。</p>	<p>(呑吐ダムの洪水吐設備機能維持のため、洪水吐ゲートの横にある操作盤の更新を行う工事。)</p> <p>[一般競争入札方式]</p> <p>1. 定期的な更新工事です。</p> <p>2. ゲート等鋼構造物の場合は、整備指針で10年毎となっており、これを基本に各ダム毎に計画的に更新しています。</p> <p>3. 工期が年度末になっていることや既設操作盤の更新工事であり、製造者以外の者が参入しにくく、応札者が少なかったと推察されます。</p> <p>4. 製造会社は、2009年に他者と事業統合されていますが、今回の落札者とは関係ありません。</p> <p>5. 積算に係る資料は一般に公表しているため、これを参考に積算すれば予定価格相当の積算は可能と考えます。 応札者のうち1者は低入札となったので、追加資料を求めましたが、資料提出を辞退したため、入札は無効となりました。</p> <p>6. 低入札者の追加資料提出の期間を考えればもう少し早めに入札手続きを行うべきではありますが、ダム管理に支障が生じない洪水時期終了後からの発注となることから適正な時期といえます。</p>
	<p>②大和紀伊平野（一期）農業水利事業 大和平野幹線水路改修（国営東部幹線水路26号開渠その4）建設工事</p> <p>(抽出理由)</p> <p>落札者は価格順位では5番目でありながら、評価点数で1位となったこと。</p> <p>1. 工事内容を見ると開水路の改修であり、特殊な工事ではないと思うが、何故総合評価方式を採用しているのですか。</p>	<p>(大和平野幹線水路（国営東部幹線水路26号開渠）の既設水路を新たに改修する工事)</p> <p>[一般競争入札方式]</p> <p>1. 二次製品を並べるような工事ではなく、現場打ちの水路を景観に配慮しながら施工する工事です。また埋蔵文化財の関係から工期を厳守しなければならないなどの規制もあるので、実績を考慮した総合評価方式としています。</p>

	意見・質問	回答等
	<p>2. 一般競争入札の総合評価方式は、指名競争と比べると、事務は繁雑になりますね。</p> <p>3. 低入札の状況はどうですか。</p> <p>4. 無効の理由は、資料作成に係る時間がなかったのか、それとも業者の都合ですか。期間設定に問題はないですよね。</p> <p>5. 工期を1年間計上しているのは何故ですか。</p>	<p>2. 確かに事務手続きは繁雑となりますが、品質の確保にはなっています。 今回の工事では、施工計画、企業評価及び技術者評価を行った結果、落札者が評価点数で1位となりました。</p> <p>3. 低入札者は3者ありましたが、すべて資料提出を辞退したため、入札は無効となっています。</p> <p>4. 業者の都合です。期間設定に問題はありません。</p> <p>5. 前年度からの仮設道路を存知し、埋蔵文化財や発掘調査を早期に着手する期間を考慮して設定しています。</p>
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>③平成21年度第二十津川紀の川農業水利事業 水利施設改修（岩出頭首工転落防止柵等製作据付）工事</p> <p>（抽出理由）</p> <p>13者を指名していたが、応札者が3者と少ないこと。</p> <p>1. 施設全体を囲むなら判るが、魚道部分のみに転落防止柵を設置するのは何故ですか。</p> <p>2. 施設管理者は誰ですか。</p> <p>3. 転落防止柵は地元要望ですか。</p> <p>4. 転落防止柵は新設ですか更新ですか。</p> <p>5. 一般競争入札を2回行い、その後指名競争入札に変更したのは何故ですか。</p> <p>6. 一般競争入札から指名競争入札に変更していますが、こういう事例は珍しいのですか。</p> <p>7. 予定価格が指名競争入札時点で見直され増額となりましたが、指名業者には増額になったことは判っているのですか。</p>	<p>（岩出頭首工の右岸魚道沿いの転落防止柵や左岸部の管理用階段などの製作据付を行う工事）</p> <p>[指名競争入札方式]</p> <p>1. 頭首工周辺は河川堤防から一般住民が施設内に入れるので、施設管理者から魚道への転落の危険性があると指摘されており、今回設置したものです。</p> <p>2. 土地改良区です。</p> <p>3. 地元要望です。</p> <p>4. 新設です。</p> <p>5. 一般競争入札を2回実施しましたが、いずれも不調になったため指名競争入札に変更しました。</p> <p>6. 珍しいですが、なくはありません。</p> <p>7. 業者には増額になっていることは判りません。</p>

	意見・質問	回答等
	<p>8. 予定価格が増額になったのは、積算にミスがあったためですか。</p> <p>9. 13者指名しながら、結果3者しか応札者がなかったのは何故ですか。</p>	<p>8. 当初は鋼材の重量から標準工数により金額を算定していたが、2回の不落の結果を受けて詳細に検討した結果、転落防止柵が転倒する構造は標準工数以上の工程手間が必要と判断し、見積による積算に変更したものです。 なお、転落防止柵の積算金額は200万円程度で、予定価格に大きく占めるものではありません。</p> <p>9. 入札辞退者に辞退理由を聞き取りしたところ、手持ち工事があり技術者の確保が出来なかったことや製作に係る材料の確保が困難などに加え、年度末の工期であったことも原因と思われます。</p>
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>④平成22年度十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム堤体挙動解析業務</p> <p>(抽出理由) 提案者が1者であること。</p>	<p>(大迫ダム堤体の挙動傾向の把握、安定性の解析を行い、ダムの良好な施設管理のための基礎となる資料を作成する業務) [簡易公募型プロポーザル方式]</p>
	<p>1. 50日間で400万円の業務費は通常の業務に比べて高くはありませんか。</p> <p>2. データーを提供しそれを解析してもらう業務ですか。</p> <p>3. 提案者が1者だけなのは何故ですか。</p> <p>4. 毎年発注している業務ですか、また同じ業者が受注しているのですか。</p> <p>5. 同じ業者ばかりだと、ミスを見落とす危険性もあるのではないですか。</p>	<p>1. 業務内容がダムの堤体解析や考察など専門的な知識がないと出来ないのので、これぐらいの業務費にはなります。</p> <p>2. そうです。データーを解析し考察してもらう業務です。</p> <p>3. 事前のアグリス（業務実績情報サービス）での検索では18者を確認していましたが、結果は1者でした。毎年の解析調査なので、業者が絞られてしまうのかも知れません。</p> <p>4. 継続的な業務なので、同じ業者が受注しています。 大迫ダムの地質や岩盤状況、堤体のクラック等現地を理解している業者に絞られます。</p> <p>5. 本ダムの場合、アーチダムという特殊な構造のため、ダム構造に詳しい先生の意見も頂いていますので、危険性はないと考えます。</p>
	<p>⑤平成22年度南近畿調査管理 紀伊平野地区事業構想検討業務</p>	<p>(紀伊平野地区における湛水防除を目的とした事業構想を概定するため、地区内の施設整備構想を行う業務)</p>

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	<p>(抽出理由) 落札率が高いこと。</p> <p>1. 本業務は大筋を国で定め、それに基づいた施設整備構想を検討する業務ですか。</p> <p>2. 当然予算は事業化されていないので、調査のための調査費で発注しているのですか。</p> <p>3. 整備構想は将来を見据えた計画となっているのですか、今後の宅地状況を見据えた計画となっているのですか。</p> <p>4. 農地が減少し宅地化が進むので、10年後、更に被害が出るかも知れませんね。</p> <p>5. このような事業構想の業務は、プロポーザル方式が一般的なのですか。</p> <p>6. 落札率が高いですが妥当なのですか。</p>	<p>[簡易公募型プロポーザル方式]</p> <p>1. そうです。</p> <p>2. そうです。全額国費で調査します。</p> <p>3. なっていません。現状の湛水被害を把握してその被害を改善するものです。</p> <p>4. 将来の農地減少を見据えた計画ではありません。宅地ではなく、あくまでも農振農用地を対象とした計画です。現状では過去ほど宅地化が進む状況ではありません。</p> <p>5. これからの概略の構想を描いてもらうため、排水対策や施設整備など事業計画を提案してもらうプロポーザル方式としました。</p> <p>6. プロポーザル方式は、発注者が考えていた標準的な考えを、受注した業者の特定したプロポーザルに合う形で仕様書や予定価格を再計算するので、落札者の見積額と概ね一致してきます。</p>
	<p>⑥平成22年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 糶屋ダム水管理設備点検整備業務</p> <p>(抽出理由) 応札者が1者のみであり落札率が高いこと。</p> <p>1. 応札者が1者なのは何故ですか。</p>	<p>(加古川西部地区の水管理システムが常時十分な機能を発揮出来るよう点検及び整備を行う業務)</p> <p>[一般競争入札方式]</p> <p>1. ダムの水管理設備は、ダム毎に異なるオーダーメイドの製品であることや、製造保証や動作確認などの責任問題から、製造者以外の者は参入しにくい状況にあります。 一昨年までは4ダムを一括発注としていましたが、一昨年のアンケート調査結果から、分割発注すれば応札したいとの意見があったので、今回各ダム毎の分割発注としました。</p>
	意見・質問	回答等

<p>委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等</p>	<p>2. 結果はどうでしたか。</p> <p>3. 個別で発注している本業務を一括発注すれば予定価格は安くなるのですか。</p> <p>4. 既設の水管理設備は落札者が製作したものですか。</p> <p>5. 毎年、同じ業者が落札しているのですか。</p> <p>6. 一般競争入札で発注する必要があるのですか。</p> <p>7. この業務に限らず施設機械の更新工事などは、1者応札の形になっていますね。</p> <p>8. 要は価格が適正化どうかであるが、1者応札だと割高になっているのではないかと疑ってしまう。</p>	<p>2. 資料請求は数者からありましたが、結果的には1者応札でした。</p> <p>3. 変わらないと思います。</p> <p>4. 落札者が製作したものです。</p> <p>5. 平成19年度までは随意契約していましたが、平成20年度から一般競争入札となり、同じ業者が落札しています。</p> <p>6. より透明性、競争性の確保から一般競争入札としています。</p> <p>7. 本来的にはアフターケアの範疇で、製造者以外の者が参入するには、マニュアルや配線とか既設機器関係を最初から勉強して頂くことになり、対応が難しいと考えられます。</p> <p>8. 価格は作業歩掛かりに基づいて算出しているので、問題はありません。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>意見の具申、勧告 なし</p>	

事務局：近畿農政局総務部総務課